

第 130 回 宇宙航空研究開発機構 人を対象とする研究開発倫理審査委員会 議事要旨

1. 開催日時

2022 年 9 月 7 日(水)16:00~18:00

2. 出席委員

薄井委員長、奥田委員、菊地委員、木村委員、田ヶ谷委員、永山委員、牧委員、横堀委員、吉田委員

3. 書類審査結果の報告

3.1. 国の倫理指針適用・宇宙研究(規程第 16-44 号第 23 条第 1 項に定めるもの)

3.1.1 研究課題名:長期宇宙滞在がヒトの脳循環調節機能に及ぼす影響(Cerebral Autoregulation)

(1)研究責任者:岩崎賢一 日本大学医学部 社会医学系衛生学分野 教授

(2)審議事項:研究の継続の適否 研究計画書改訂(改訂 21 条件対応および改訂 22)

(3)審査結果:承認

3.1.2 研究課題名:国際宇宙ステーションに滞在する宇宙飛行士の身体真菌叢評価 (MYCO)

(1)研究責任者:向井千秋 宇宙航空研究開発機構 客員

(2)審議事項:研究の継続の適否 研究計画書改訂(改訂 9 条件対応)

(3)審査結果:承認

3.1.3 研究課題名:宇宙航空研究開発機構における人対象医学研究倫理教育プログラムの開発・検討

(1)研究責任者:松本暁子 宇宙航空研究開発機構・有人宇宙技術部門・
有人システム安全・ミッション保証室 主任研究開発員

(2)審議事項:研究の継続の適否 研究計画書改訂(新規研究計画の条件対応)

(3)審査結果:条件付き承認

3.1.4 研究課題名:将来型水再生システムの研究

(1)研究責任者:猿渡 英樹 宇宙航空研究開発機構・有人宇宙技術部門・
有人宇宙技術センター 技術術領域主幹

(2)審議事項:研究の継続の適否 研究計画書改訂(改訂 10 条件対応)

(3)審査結果:条件付き承認

3.2. 国の倫理指針適用外・宇宙研究(規程第 16-44 号第 23 条第 6 項に定めるもの)

国の倫理指針が適用されない、国外の研究のため、非公表。

4. 人を対象とする研究開発の審査

4.1. 国の倫理指針適用・地上研究(規程第 16-44 号第 23 条第 1 項に定めるもの)

4.1.1 研究課題名:眼球関連情報を用いたヴィジランス評価法の開発

(1)研究責任者:阿部高志 宇宙航空研究開発機構・有人宇宙技術部門・

宇宙飛行士運用技術ユニット宇宙医学生物学研究グループ 客員研究員

(2)審議事項:研究の継続の適否 研究計画書改訂(改訂 7)

(3)審査結果:条件付き承認

4.1.2 研究課題名:宇宙航空研究開発機構における人対象医学研究倫理教育プログラムの開発・検討

(1)研究責任者:松本暁子 宇宙航空研究開発機構・有人宇宙技術部門・

有人システム安全・ミッション保証室 主任研究開発員

(2)審議事項:研究の継続の適否 研究計画書改訂(新規研究計画の条件対応)

(3)審査結果:承認

4.1.3 研究課題名:プロテオーム解析による骨粗鬆症に関わるタンパク質の網羅的探索(地上研究)

(1)研究責任者:熊谷 研 横浜市立大学・医学部・整形外科・准教授

(2)審議事項:研究の継続の適否 研究計画書改訂(改訂 10 条件対応、改訂 11)/有効期間更新

(3)審査結果:承認

4.2. 国の倫理指針適用・宇宙研究(規程第 16-44 号第 23 条第 1 項に定めるもの)

4.2.1 研究課題名:宇宙滞在における筋シナジー制御機構の解明(Synergy-2)

(1)研究責任者:寺田昌弘 京都大学・学際融合教育研究推進センター・

宇宙総合学研究ユニット・特定准教授

(2)審議事項:実験実施(新規)の適否

(3)審査結果:継続審査

4.2.2 研究課題名:微小重力の環境で老化が加速するメカニズムの研究(Phospho-aging)

(1)研究責任者:黒尾 誠 自治医科大学 抗加齢医学研究部教授

(2)審議事項:研究の継続の適否 研究計画書改訂(改訂 7 条件対応)/有効期間更新

(3)審査結果:承認

4.2.3 研究課題名:「きぼう」を利用した骨粗鬆症に係わる蛋白質の臨床プロテオーム研究(Medical Proteomics)

(1)研究責任者:木村弥生 横浜市立大学・准教授

(2)審議事項:研究の継続の適否 研究計画書改訂(改訂 14 条件対応、改訂 15)/有効期間更新

(3)審査結果:承認

4.2.4 研究課題名:長期宇宙飛行時における 48 時間心臓自律神経活動に関する研究(Biological Rhythms 48)

(1)研究責任者:向井千秋 宇宙航空研究開発機構 客員

(2)審議事項:研究の継続の適否 研究計画書改訂(改訂 12)/有効期間更新

(3)審査結果:承認(付帯事項付き)

4.3. 国の倫理指針適用外・宇宙研究(規程第 16-44 号第 23 条第 6 項に定めるもの)

国の倫理指針が適用されない、国外の研究のため、非公表。

以上